

平成30年度

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
契約監視委員会 活動報告

2019年7月

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
契約監視委員会

目次

1. はじめに	3
2. 平成30年度の委員会の活動	3
3. 調達等合理化計画の点検の概要	3
(1)平成30年度終了後の自己評価の際の点検について	
(2)2019年度計画策定時の点検について	
4. 随意契約、一者応札・応募などの個別契約についての点検の概要	4
(1)随意契約	
(2)一者応札・一者応募及び2か年連続一者応札・応募	
5. 2019年度の委員会における審議の進め方について	5
別紙1: 契約監視委員会構成員	7
別紙2: 審議の経過	8
別紙3: 議事要旨	9

1. はじめに

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構契約監視委員会（以下「委員会」という。）は、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、平成27年9月9日に、改組・設置された。

注：改組前の宇宙航空研究開発機構契約監視委員会は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、契約の点検及び見直しを行い、理事長に意見を提出することを任務として、設置されていた。

委員会は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が毎年度策定する調達等合理化計画（以下「計画」という。）について、計画の策定及び年度終了後の自己評価の際の点検を行うとともに、理事長が定める基準に従い機構における契約の点検及び見直しを行い、理事長に意見を提出することを任務としている。

本資料は、平成30年度に委員会が行った活動とその結果としての意見の概要をまとめたものである。

2. 平成30年度の委員会の活動

平成30年度においては委員会を4回開催し、平成30年度計画に基づく実施状況の確認、終了後の実施結果に関する機構の自己評価の点検及び次年度計画策定時の点検を行うとともに、平成30年度に締結した随意契約、一者応札・応募となった契約などについて点検を行った。

3. 調達等合理化計画の点検の概要

(1)平成30年度終了後の自己評価の際の点検について

各回の委員会において、四半期ごとの計画の実施状況について報告を受けるとともに、本年4月及び6月に開催した委員会において、平成30年度実施結果に関する機構の自己評価について説明を受け、点検を行った。

その結果、契約全体件数に占める競争契約の割合は増加している中、競争契約全体件数に占める一者応札・応募となった契約の割合は

ここ数年はほぼ横ばいとなっており、合理化の取組が着実に行われてきたことが確認され、特に問題となる事項はなかった。

(2)2019年度計画策定時の点検について

2019年度計画については、本年6月に開催した委員会において、機構から平成30年度計画からの変更点を中心に説明を受けたうえ、次の観点から点検を行った。その結果、特に問題となる事項はなかった。

① 手続き面：

計画案の策定、公表等の手続きが、政府の要請文書(「独立行政法人における調達等合理化の取り組みの推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)及び「独立行政法人における調達等合理化計画策定要領」(平成27年5月25日総務省行政管理局)に合致したものであるか、並びに機構内の適正な策定手続き(立案手続き、契約審査委員会における審査、機構としての意思決定手続きの方法など)を行い、又は行うこととしているかどうか。

② 内容面：

計画案の内容が、政府の要請文書(上記①)に合致しているかどうか並びに国立研究開発法人である機構の事務・事業の特性及び確実なミッションの達成及び機構が取り組んでいるプロジェクトに関する業務改革を踏まえた妥当な調達等合理化の計画となっているかどうか。

4. 随意契約、一者応札・応募などの個別契約についての点検の概要

機構における随意契約、一者応札・応募などの契約については、機構の契約審査委員会において、全件、報告・審査が行われ、その後、同一の資料及び議事録を用いて、監事(委員会委員)に説明があり、質問や追加の資料要求を行うなど必要なチェックを行っている。

この状況を踏まえ、委員会においては、平成30年度に締結した随意契約、一者応札・応募となった契約及び2か年連続一者応札・応募となった契約について、全対象案件から、契約金額などを考慮して点検

対象を選定し、点検を行った。

(1) 随意契約

競争性のない随意契約について、全対象案件の中から、契約額の高い契約を中心に委員会として案件を選定し、次の方法及び内容により点検を行った。その結果、問題となるような契約はなかった。

(点検の方法及び内容)

- ① 機構の原局及び調達部門の担当者から、資料により、調達・契約の概要、随意契約の根拠条項、必要条件、随意契約理由などの説明を受ける。
- ② 各委員と担当者間で、質疑応答、意見交換を行う。
- ③ 問題となる事項があればそれを確認する。問題とは言えないまでも、今後の調達・契約に当たって改善を検討すべき事項、留意すべき事項などがあれば、それを確認する。

(2) 一者応札・応募及び2か年度連続一者応札・応募

一者応札・応募となった契約について、全対象案件の中から、契約額の高い契約や一般的な機器や作業の契約を中心に委員会として対象を選定し、次の方法及び内容により点検を行った。その結果、問題となる契約はなかった。

(点検の方法及び内容)

- ① 機構の原局及び調達部門の担当者から、資料により、調達・契約の概要、入札の概要(公告期間、競争参加資格、履行期間など)、仕様書の内容、予定価格、ヒアリング結果(仕様書を受領したが入札に参加しなかった者などへの不参加理由等のヒアリング)、今後の改善検討事項などの説明を受ける。
- ② 及び③は、(1)随意契約の場合と同じ。

5. 2019年度委員会における審議の進め方について

2019年度に締結した随意契約、一者応札・応募などの個別契約について事後点検を行うとともに、2019年度計画の実施結果に関する年度終了後の自己評価について点検を行う。また、翌年6月末までに策定する2020年度計画の点検を行う。

なお、審議の方法については、引き続き、機構の契約制度や個別案

件の審査の手続きのチェック及び計画の取組状況の点検に主眼を置いて、四半期に1回程度開催することとする。

以上

契約監視委員会 構成員

(委員長) 横山 泰和 株式会社JR東日本マネジメントサービス 代表取締役社長

大久保 涼 長島・大野・常松法律事務所 弁護士

田澤 元章 明治学院大学法学部 教授

長沢 誠 長沢会計事務所 公認会計士

三宅 正純 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 監事

小林 洋子 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 監事

審議の経過

	開催日	主な議題
第1回	2018年9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度調達等合理化計画の第1四半期実施状況の報告 ・平成30年度第1四半期に新規に締結した契約の点検
第2回	2018年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度調達等合理化計画の第2四半期実施状況の報告 ・平成30年度第2四半期に新規に締結した契約の点検
第3回	2019年4月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・民間競争入札(市場化テスト)実施事業の契約に係る自己評価方法について ・平成30年度調達等合理化計画の自己評価の点検(第3四半期実施状況の報告を含む) ・平成30年度第3四半期に新規に締結した契約の点検
第4回	2019年6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度調達等合理化計画自己評価の点検(第4四半期実施状況の報告を含む) ・2019年度調達等合理化計画の点検 ・平成30年度第4四半期に新規に締結した契約の点検

平成30年度第1回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:平成30年9月27日(木)10:00~12:00
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者:横山委員長、大久保委員、長沢委員、田澤委員、三宅委員
(欠席:小林委員)
4. 審議概要:
 - (1)新委員の紹介及び委員長の互選
事務局から新委員紹介の後、委員長の互選が行われ、横山委員が委員長として決定された。
 - (2)平成29年度第4回契約監視委員会議事要旨及び平成29年度契約監視委員会活動のまとめの報告
事務局より「平成29年度第4回契約監視委員会議事要旨」及び「平成29年度契約監視委員会活動のまとめ」について報告があり、了承された。
また、前年度委員会において委員からあった意見への対応状況について資料に基づき報告があり、それに関してコメントがあれば後日出すこととされた。
 - (3)平成30年度調達等合理化計画の第1四半期実施状況の報告
調達部より第1四半期分の随意契約や一者応札・応募の契約実績と、前年度同期間との比較、分析結果について説明があった。
委員からは第1四半期は随意契約の割合が昨年度同期間と比較して下がったとのことであるが、年間を通して下がる見込みなのかとの質問があり、調達部から第1四半期は第4期中期計画の初年度ということもあって年間契約の競争件数が増えた結果であるが、今後は案件次第で変動するとの説明があった。
 - (4)平成30年度第1四半期に新規に締結した契約の点検
平成30年度第1四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募となった案件のうち、契約金額が大きいもの、複数の仕様書受領があったが一者応札・応募となったものを中心に点検を受けた。その結果、参加者確認公募の適用範囲等について次回委員会で報告することとなったが、特に問題となる契約はなかった。
(別紙のとおり)

(5)その他

次回の第2回契約監視委員会は、12月14日に開催することとした。

以上

第1回 平成30年9月27日

競争性のない随意契約 (②:参加者確認公募案件)			3件	①種子島宇宙センター射点系設備保全作業(FY30打上げ等対応)(その2) ②平成30年度 JEMに係るエレメントインテグレーション支援 ③平成30年度 地球観測データ解析研究業務支援
競争入札	一般競争	価格評価	3件	④平成30年度～平成32年度 空力技術研究ユニット 風洞運用業務 ⑤平成30～32年度調布航空宇宙センター・相模原キャンパス施設保全運用作業 ⑥深宇宙探査用地上局運用試験棟新築工事(H30) 及び深宇宙探査用地上局運用試験棟新築電気設備他1件工事(H30)

主な質疑等は以下のとおり。

① 種子島宇宙センター射点系設備保全作業(FY30打上げ等対応)(その2)

[競争性のない随意契約]

本件は基幹ロケットや衛星の射場において必要となる射点系設備の保全作業を実施するもので、打上げ作業と密接に関わる作業である。このため、保全作業を実施する上で機体の組立点検や制御に関する条件、手順等の業者保有の開示制限された技術情報を有している必要があり、「人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき(契約事務実施要領第69条第1項(ウ))」を適用し、随意契約としたことの説明がJAXA担当者よりあった。

委員からは、打上げ作業と密接に関わる作業であるならロケット打上げサービスと契約を一体化するといったような検討を行ったことはあるのか、との質問があり、JAXA担当者より平成15年のロケット打上げサービスをJAXAから民間に移管する時点において、国レベルの整理で本保全作業はJAXAが引き続き実施するという仕分けがされたので検討は行っていない旨説明がなされた。

②平成30年度 JEMに係るエレメントインテグレーション支援

[競争性のない随意契約(参加者確認公募)]

本件は、JEM(「きぼう」)に搭載する実験装置に関し、JAXA が行う技術検討および NASA との技術調整等を支援するものであり、JAXA からシステム及び実験装置に係る技術情報を提供することで、本業務を実施することができる他業者が存在する可能性があることから参加者確認公募をしたうえで、「人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき(契約事務実施要領第 69 条第 1 項(ウ))」を適用し、随意契約としたことの説明が JAXA 担当者よりあった。

委員からは、随意契約を行う前の参加者確認公募はどういう場合に実施しているのか適用範囲等を示してほしいとの意見があり、次回委員会で報告することとされた。

③平成30年度 地球観測データ解析研究業務支援

[競争性のない随意契約]

本件は、地球の大気や表面の状態を観測する衛星(地球観測衛星)により得られたデータを用いて、アルゴリズム開発(データを加工するプログラム)、データの校正検証、利用・応用研究及び高次プロダクト(データを加工し、情報価値を高めたもの)の外部提供を行う際の業務支援を行うものである。本業務遂行にあたり、これまでの研究開発にかかる技術蓄積が必要であることから「継続的な研究開発に伴い締結する契約であって、過去の機構との契約において契約相手方に蓄積された技術等を活用するものであり、かつ当該相手方以外に実施させることが技術的、時間的又は経済的な理由により困難であるとき(契約事務実施要領第 69 条第 1 項(エ))」を適用し、随意契約としたことについて JAXA 担当者より説明があった。

委員からは、随意契約を回避するために将来的に何か分けることはできないのかとの質問があり、JAXA 担当者より分けられるものは分けているが、蓄積した技術は別の衛星ミッションに使うことができること、それを新規に一から作ろうとすると多くのお金と時間を要することから難しい旨の説明がなされた。

④平成30年度～平成32年度 空力技術研究ユニット 風洞運用業務

[一般競争・価格評価方式・一者応札]

本件は調布航空宇宙センターにある低速風洞をはじめとした7つの風洞等を運用するための業務をアウトソーシングしているものである。入札にあたり公告期間を長くとするなどの一者応札回避策をとったが、結果として一者応札となったものであ

る、一者応札となった要因としては、業務規模(人員数)が大きいため、受注側で請負体制を築くことができる者が限られたことが考察される旨の説明がJAXA担当者よりあった。

委員からは、実際に運用業務に従事する者が下請けも含め限定されていることから、一者応札の要因としては業者側の事情によるものとも考えられる。このため、どのような契約形態が最適か次回契約に向けて検討してほしいとの意見があった。

⑤平成30～32年度調布航空宇宙センター・相模原キャンパス施設保全運用作業

[一般競争・価格評価方式・一者応札]

本件は調布航空宇宙センター及び相模原キャンパスにおいて、電力、ガス、給排水設備の運転監視及び点検、巡視、修繕等を実施するものであり、平成28年度までは事業所ごとに契約していたものを一本化したものである。入札にあたり競争参加資格要件の緩和や現地説明会の開催などの一者応札回避策をとったが、結果として一者応札となったものである、一者応札となった要因としては必要な人員確保、業務履行体制の構築ができない等の業者側都合によるものが主たる要因であったとの説明がJAXA担当者よりあった。

委員からは調布と相模原の契約を一本化したことによる効果をしっかり定量的に評価して欲しいとの意見があり、JAXA 担当者より一本化は平成29年度からスタートしたばかりであるので、全体状況を把握した上で対処したいとの説明があった。

⑥深宇宙探査用地上局運用試験棟新築工事(H30)

深宇宙探査用地上局運用試験棟新築電気設備他1件工事(H30)

[一般競争・価格評価方式]

本件は臼田宇宙空間観測所の直径 64m 地上局の代替となる美笹深宇宙探査用地上局の整備を行うものであり、工事現場が山の中腹にあるという現場条件にかかわらず、入札においては各々3者の応札があった旨、説明があった。

委員からは、高落札率であったが予定価格を算出する際に、工事現場が山の中腹とか交通の便が悪いとかの特殊条件は積算に考慮してはいないのかとの質問があり、JAXA 担当者より現場は山の中腹ではあるが、現場までの道は整備されており運搬上の支障はないため、特に考慮していないとの説明があった。

また、運用試験棟新築工事における入札辞退者の辞退理由を次回委員会で報告することとされた。

以 上

平成30年度第2回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:平成30年12月14日(金)13:30~15:30
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者:横山委員長、長沢委員、田澤委員、三宅委員、小林委員
(欠席:大久保委員)

4. 審議概要:

(1)平成30年度第1回契約監視委員会議事要旨等の報告

事務局より「平成30年度第1回契約監視委員会議事要旨」について報告があり、了承された。

また、前年度委員会において委員からあった意見への対応状況をまとめた資料については、今後適宜アップデートはするものの委員会資料としては今回の委員会をもってクローズとし、今後は報告すべき事項があれば委員会に報告することです承された。

(2)平成30年度第1回契約監視委員会アクションアイテムの報告

①参加者確認認公募の適用に関する考え方について

調達部より参加者確認公募の適用について、必要条件を充足する者が一者である可能性が極めて高いが一者であることを証明するエビデンスが無い場合等について本公募を適用しているとの報告があった。

②「深宇宙探査用地上局運用試験棟新築工事」応札辞退理由について

調達部より、業者の応札辞退理由としては「主任技術者の配置が困難であったため」との報告があった。

委員からは応札辞退された業者からは、なるべく辞退理由を聞いてJAXA内部で共有したらどうかとの意見があり、調達部でそのように対応することとした。

(3)平成30年度調達等合理化計画の第2四半期実施状況の報告

調達部より第2四半期までの随意契約や一者応札・応募の契約実績と、前年度同期間との比較、分析結果及び同計画に記載された物品・役務の合理的調達に関する取り組み状況等についての報告があった。

委員からは物品・役務の合理的調達に関する取り組み状況について、当初の

目標を満たしていないものは別の観点で引き続き第4四半期に取り組むのか、これ以上は難しいのかという点がわかりにくいので、その点も明示してほしいとの意見があり、次回委員会での全体実績報告においてその点も含め調達部から報告することとされた。

(4)平成30年度第2四半期に新規に締結した契約の点検

平成30年度第2四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募となった案件のうち、契約金額が大きいもの、複数の仕様書受領があったが一者応札・応募となったものを中心に点検を受けた。その結果、特に問題となる契約はなかった。(別紙のとおり)

(5)その他

次回の平成30年度第3回契約監視委員会は、平成31年4月19日に開催することとした。

以上

第2回 平成30年12月14日

競争性のない随意契約			2件	①X線分光撮像衛星 SXI および SXS-PSP の設計・製作・試験 ② 偏波保持型 FOG(Fiber Optic Gyroscope)の試作・評価
競争入札	一般競争	価格評価 *は総合評価	4件	③平成30・31年度 海洋宇宙連携業務支援 ④平成30年度第2四半期～平成32年度 筑波宇宙センターにおける事務支援 ⑤平成30年度宇宙機の設計・製造に係わる共通技術文書の作成に向けた検討 ⑥平成30年度ロケット打上げ警備業務*及びイプシロンロケット4号機打上げ整備作業に伴う保安管理業務

主な質疑等は以下のとおり。

① X線分光撮像衛星 SXI および SXS-PSP の設計・製作・試験

[競争性のない随意契約]

本件は「ひとみ」(ASTRO-H)で製作した検出器(SXI)および信号処理器(SXS-PSP)の設計に基づき、X線分光撮像衛星(XRISM)の SXI および SXS-PSP についてフライト品の設計・製作・試験を行うものである。このため、契約相手方は「ひとみ」SXI および SXS-PSP の設計・製造・試験を担当し、当該製品の設計・製造に関する技術情報を有している必要があるため、「人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき(契約事務実施要領第69条第1項(ウ))」を適用し、随意契約としたことの説明が JAXA 担当者よりあった。

委員からは、随意契約理由の説明資料において「技術情報を有する者が一に限定される必要がある」とあったが、上記(ウ)項「一に限定されるとき」の要件と多少齟齬があるので、これまでの説明より「他者にはこの技術がなく相手方が限定される」という旨を説明資料にも示していただきたいとの意見があった。

②偏波保持型 FOG(Fiber Optic Gyroscope)の試作・評価

[競争性のない随意契約]

本件は、人工衛星用のジャイロ(人工衛星の方向を計測するセンサ)として、各種の光ファイバを使ったジャイロ(Fiber Optical Gyro、以下 FOG)の研究開発を行うものである。契約相手方は平成 27 年度に行った公募に応募し JAXA と FOG に係る研究開発を実施するとともに、平成 30 年度には共同研究を開始したところである。このため、「共同研究を実施するにあたり、成果の最大化の観点から部門等会議等において特定の契約の相手方が承認されているとき(契約事務実施要領第 69 条第 1 項(ス))」を適用し、随意契約としたことの説明が JAXA 担当者よりあった。

委員からは、FOG の製造能力があるのが一者に限られるのであれば、前の審議案件と同じく(ウ)項も適用できたように考えられるが、複数の要件に該当する場合は単独の事項を適用するのか、それとも複数の事項を適用するのかとの質問があり、JAXA 担当者よりどの案件も複数の事項を適用するという事は行っておらず、最適な条項を一つ選んで適用することをルールとしている旨の説明がなされた。(後日 三宅委員が(ス)項適用の要件に合っていることを部門等会議資料にて確認した。)

③平成30・31年度 海洋宇宙連携業務支援

[一般競争・価格評価方式・一者応札]

本件は、平成 30・31 年度に実施する海洋関連事業に関して、海洋情報一元化に向けた各種試作、実証作業、情報分析、委員会開催等準備等支援及びそれに付帯する業務を実施するものである。入札にあたり競争参加資格要件の緩和や新規業者が参入しやすいように過去の技術情報・関連情報をHPで公開するなどの一者応札回避策をとったが、結果として一者応札となったものである。一者応札となった要因としては、本業務を履行するための請負体制を築くことができる者が限られたことが考察される旨の説明がJAXA担当者よりあった。

委員からは、過去の応札辞退理由から一者で履行体制を組むのが難しいということもあったため、委員会運営と情報分析で業務を分割し競争性を高めるとか、ある程度業務が固まってきているのであれば、その中でコストダウンを図る上でも長期間で随意契約にするとかメリットを含めて検討してはどうかとの意見があり、JAXA 担当者から現在の宇宙産業界周辺ではこの業務を受けるための体制づくりが難しい面もあるが、今後は他分野の新規業者の参入も期待できるため、先ずは情報提供等をして新規業者の参入を促したい旨の説明がなされた。

④平成30年度第2四半期～平成32年度 筑波宇宙センターにおける事務支援

[一般競争・価格評価方式・一者応札]

本件は筑波宇宙センターの各部署で恒常的に実施している事務業務のうち、定型的業務かつ高度専門性を要しない業務について、業務の合理化・効率化を目的として一括して外注化を行うものであり、入札において仕様書受領者数は3者であったものの結果として一者応札となった旨の説明がJAXA担当者よりあった。

委員からは、今回のような一括請負外注化以外に更なる応札者を確保するため作業ごとに分割して契約する案や、個々の派遣契約にする案も考えられるが、職員の負担軽減、全体のコスト面等を比較したうえで、この形態が最適と判断した理由についても今後説明できるようにしてほしいとの意見があり、JAXA担当者から指摘のあった点のほか所在する建屋もそれぞれ異なることによる業務の効率性についての課題もあるため、今後の契約にあたってはそれらを総合的に検討したうえで判断したい旨の説明がなされた。

⑤平成30年度宇宙機の設計・製造に係わる共通技術文書の作成に向けた検討

[一般競争・価格評価方式・一者応札]

本件は宇宙機の不具合を未然防止及び再発防止するために、安全・信頼性分野において重点的に取り組んでいる技術を共通技術文書として制定するための活動であり、それぞれの技術を共通技術文書に落とし込む検討業務と、JAXA関係者/宇宙機関連会社/有識者からの意見収集を行う検討会事務局業務を行うものである。入札にあたり競争参加資格要件の緩和や入札説明会の開催などの一者応札回避策をとったが、結果として一者応札となったものである。一者応札となった要因としては業務履行に必要な人員確保ができない等の業者側都合によるものであったとの説明がJAXA担当者よりあった。

委員からは、委員会事務局のような周辺事務は先ほどの契約案件のように一括して外部に委ねるとして、意見収集、マネージメント業務というのはJAXA自ら実施できる業務ではないのかとの質問があり、JAXA担当者より今回の業務は民生技術を宇宙技術に取り入れるためのアドバイスをしていただくという技術支援的な業務も含まれているためJAXA独自では実施できない旨の説明が担当者よりあった。

⑥a.平成30年度ロケット打上げ警備業務及びb.イプシロンロケット4号機打上げ整備作業に伴う保安管理業務

[一般競争・a総合評価方式、b価格評価方式・一者応札]

本件はa.種子島宇宙センターにおけるロケット打ち上げ時の警備業務及びb.内之浦宇宙空間観測所におけるロケット打ち上げ時の保安管理業務を行うものであり、入札にあたり入札情報の地元役場等への掲示など積極的な情報発信や資格

要件緩和等の一者応札回避策をとったが、結果として一者応札となったものである。一者応札となった要因としては業務履行に必要な人員確保ができない等の業者側都合によるものであったとの説明がJAXA担当者よりあった。

委員からは、a ロケット打ち上げ業務については落札率がかなり低い一般的な人件費の積算でこれだけ予定価格と落札価格の差が開いたのは何か特別な理由があったのかとの質問があり、JAXA 担当者より本件は総合評価落札方式を採用したため、技術点が高いところの参考見積書を参考に予定価格を算出したが、結果的に安く応札してきたのでこれだけの差が開いた旨の説明がなされた。また、委員から広く参加業者を募るための工夫の一つとして要員が宿泊できるような周辺宿泊施設の情報を提供するようなことも次回以降検討したらどうかとの意見がだされた。

以上

平成30年度第3回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:平成31年4月19日(金)14:30~16:30
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者:横山委員長、大久保委員、長沢委員、田澤委員、三宅委員、小林委員
4. 審議概要:
 - (1)平成30年度第2回契約監視委員会議事要旨の報告
事務局より「平成30年度第2回契約監視委員会議事要旨」について報告があり、了承された。
 - (2)民間競争入札(市場化テスト)実施事業の契約に係る自己評価方法について
 - 1.「システム技術(安全・ミッション保証技術)支援」
 - 2.「JAXA 文書管理運用支援業務」調達部より、上記事業について官民競争入札等監理委員会が定める指針に基づき、平成31年3月末時点の自己評価を行う際に外部有識者の意見を聴くため、経緯や自己評価の際の評価方法等の説明があり、質疑応答の後、自己評価方法については妥当であると判断された。
 - (3)平成30年度調達等合理化計画の自己評価について
調達部より、調達等合理化計画に基づく第3四半期までの随意契約や一者応札・応募の実績と、物品・役務の合理的調達に関する取組実績等について説明があった。
委員からは随意契約や一者応札・応募となった契約件数は減少している一方、契約金額が増加している要因は何かとの質問があり、JAXA担当者より第4期中長期計画の初年度ということもあって、特殊設備の保守等をはじめ複数年に亘る大型契約があった影響で契約金額が増加しているとの説明があった。
 - (4)平成30年度第3四半期に新規に締結した契約の点検
平成30年度第3四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募となった案件のうち、契約金額が大きいもの、複数の仕様書受領があったが一者応札・応募となったものを中心に点検を受けた。その結果、特に問題となる契約はなかった。(別紙のとおり)

(5)その他

次回の平成30年度第4回契約監視委員会は、6月20日に開催することとした。

以 上

第3回 平成31年4月19日

競争性のない随意契約			2件	①JEM運用管制システムへの機能付加(その2) ②宇宙航空分野における調査用文献購入
競争入札	一般競争	価格評価 *は総合評価	3件	③JAXA 宇宙状況把握(SSA)システム解析システム計算機の賃貸借／保守／据付調整* ④地球観測研究に係る各種委員会等の事務局運営支援 ⑤調布航空宇宙センター第5圧縮機系統高圧ケーブル新設工事

主な質疑等は以下のとおり。

① JEM運用管制システムへの機能付加(その2)

[競争性のない随意契約]

本件は、筑波宇宙センターから「きぼう」(JEM)の運用管制に使用している運用管制システム(JEMOCS)の計算機更新として仮想化サーバ計算機への移行、機能付加及び動作検証試験を実施するものである。本業務の実施に際してはJEMOCSソフトウェアの技術情報を有していることが必要であるため、「既存の設備又は製品等の維持、保守点検、整備、改修、機能付加、又は改善を行うための契約であり、当該設備又は製品等を製造した者以外では実施できないとき(契約事務実施要領第69条1項(オ))」を適用し、随意契約としたことの説明が調達部よりあった。

委員からは、新規のシステム整備も選択肢としてあったと思うが、仮想化サーバ計算機へ移行するということについて、どのような検討がされたかとの質問があり、担当者より、審査会においていくつかの導入パターンにおいてメリット・デメリットを審査したが結果的に新規整備は導入費用が高くなるのでこの移行方式にした旨の説明がなされた。

②宇宙航空分野における調査用文献購入

[競争性のない随意契約]

本件は、参考文献として使用するために文献のライセンス購入をするものである。購入にあたり、過去の入札結果を踏まえるなどして、購入価格について調査し

た結果、国内業者の販売価格(時価)と比べて、随意契約により海外の出版元から直接購入する価格の方が著しく安価であったため、「随意契約によれば、時価に比べ著しく有利な価格によることができる見込みがあるとき(契約事務実施要領第 69 条第 1 項(タ)」を適用し、随意契約としたことの説明が調達部よりあった。

委員からは、海外から文献を購入する場合、競争契約にするか随意契約にするかの判断で決まったプロセスはあるのかとの質問があり、担当者より決まったプロセスはなく、個別案件ごとに判断しているとの説明があった。

③JAXA 宇宙状況把握(SSA)システム解析システム計算機の賃貸借／保守／据付調整
[一般競争・総合評価方式・一者応札]

本件は、人工衛星や宇宙飛行士をスペースデブリとの衝突から回避するための宇宙状況把握(SSA)システムの整備において、レーダー、光学望遠鏡からの観測データをもとにスペースデブリの軌道情報の分析などを行う解析システム用の計算機を新たに調達するものである。入札にあたり競争参加資格区分の拡大、入札説明会の開催、仕様書案に対する意見招請の実施などの一者応札回避策をとったが、結果として一者応札となったものである。一者応札となった要因としては、計算機の規模が大きいことや、高度な解析処理に高いスペックが求められたことから、本計算機を調達できる者が限られたことが考察される旨の説明が調達部よりあった。

委員からは、計算機を購入するか賃貸借にするかは、最初から決めて調達するのかとの質問があり、調達部からは個々の計算機に求める性能や使用期間等を勘案して最初から購入にするか賃貸借にするかを決めて調達する旨の説明がなされた。

④地球観測研究に係る各種委員会等の事務局運営支援

[一般競争・価格評価方式・一者応札]

本件は地球観測研究に係る各種委員会等の事務局運営支援として、会議の開催準備、委員への委嘱準備、旅費の支払い、議事録案の作成等を実施するものである。これまで、会議単位ごとに入札を基本として支援業務の契約を締結していたが、一者応札あるいは再入札となる案件もあったため、数社からヒアリングを行うなどして小規模契約であったものを一定規模でまとめ、競争性を高める改善を行ったが、結果として一者応札となったものである。一者応札となった要因としては、業務履行に必要となる人員確保ができない等の業者側都合によるものであった、との説明が調達部よりあった。

委員からは、本業務は経費精算のような一般的業務と報告書作成のような専門的業務が一体となっており、この点が他者の入札参加のハードルを上げていると思

うが、改善の余地ないのかとの意見があり、担当者からは関係者でも議論がある部分であり、今後検討したい旨の説明がなされた。

⑤調布航空宇宙センター第5圧縮機系統高圧ケーブル新設工事

[工事案件・一般競争・価格評価方式]

本件は、ケーブル地絡によって送電停止となっている第5圧縮機への復電のために、高圧電気の供給用ケーブル新設を行うものであり、入札においては4者の応札があった旨の説明が調達部よりあった。

委員からは、種子島等のロケーションによっては一者応札案件になってしまう案件がある一方で、本件は緊急修理案件にもかかわらず、複数応札となっており競争性が働いている良例であるとの評価がなされた。

以 上

平成30年度第4回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:2019年6月20日(木)10:00~12:00
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者:横山委員長、大久保委員、長沢委員、田澤委員、三宅委員、小林委員
4. 審議概要:
 - (1)平成30年度第3回契約監視委員会議事要旨の報告
事務局より「平成30年度第3回契約監視委員会議事要旨」について報告があり、了承された。
 - (2)平成30年度調達等合理化計画の自己評価について
調達部より平成30年度調達等合理化計画に基づく随意契約、一者応札・応募の実績報告と物品・役務の合理的調達に関する取組実績及びそれらの自己評価について説明があり、点検の結果、了承された。
 - (3)2019年度調達等合理化計画の点検について
調達部より2019年度調達等合理化計画について、前年度計画との比較による変更点を中心に説明があり、点検の結果、委員からは「重点的に取り組む分野及び取組内容」に掲げた「国際競争力に資する調達手法等の調査検討」に関して、意図が分かり難いので記述を工夫したほうが良いとの意見が出され、調達部で修正案を作成し、再度委員に確認することとされた。他の事項については、特に問題となる事項はなく了承された。(修正案は後日確認を経て、了承された。)
 - (4)平成30年度第4四半期に新規に締結した契約の点検
平成30年度第4四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募となった案件のうち、契約金額が大きいもの、複数の仕様書受領があったが一者応札・応募となったものを中心に点検を受けた。その結果、特に問題となる契約はなかった。(別紙のとおり)
 - (5)平成30年度契約監視委員会活動のまとめについて
平成30年度契約監視委員会活動の理事長への報告に関し、委員長に一任することです承された。

(6)その他

次回の委員会は、9月27日に開催することとした。

以 上

第4回 2019年6月20日

競争性のない随意契約			3件	①小型回収カプセル高度化概念検討(そのウ) ②深宇宙探査技術実証機 DESTINY+の概念設計(その3のア及びイ) ③高出力高効率光 HPAの研究(その2)
随意契約(技術提案方式)			1件	④火星衛星探査機(MMX) サンプリング装置の基本設計
競争入札	一般競争	価格評価 *は総合評価	2件	⑤筑波宇宙センター動力棟 ESCO 事業* ⑥地球観測センターKa 帯アンテナ基礎取設等工事

主な質疑等は以下のとおり。

① 小型回収カプセル高度化概念検討(そのウ)

[競争性のない随意契約]

本件は HTV 搭載小型回収カプセルの高度化の概念検討を実施するものであり、本業務を実施するためには、宇宙機システムの設計製造に関する技術を有する条件を満たす必要があり、「人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき。ただし、当該設備又は技術を有する者が特定可能であり、その全ての者と契約するときは、当該設備又は技術を有する者が一に限定されることを要しない。(契約事務実施要領第 69 条 1 項(ウ))」を適用し、前記条件を満たす 4 社と随意契約としたことの説明が調達部よりあった。

委員からは本案件について問題はないが、次のステップでの提案要請(RFP)が適切に行われるようコメントがなされた。

② 深宇宙探査技術実証機 DESTINY+の概念設計(その3のア及びイ)

[競争性のない随意契約]

本件は深宇宙探査技術実証機 DESTINY+の概念検討をベースに行う概念設計に関して、これまでの開発・検討を踏まえて実施する必要がある、「継続的な研究

開発に伴い締結する契約であって、過去の機構との契約において契約相手方に蓄積された技術等を活用するものであり、かつ当該相手方以外に実施させることが技術的、時間的又は経済的な理由により困難であるとき(契約事務実施要領第 69 条 1 項(エ))」を適用し、上記条件を満たす 2 社と随意契約としたことの説明が調達部よりあった。委員からは同内容の作業に関して 1 社でなく 2 社と契約した理由についての質問があり、調達部からは次段階の RFP にもっていくために複数企業から技術提案を受けて比較検討する必要があることから複数社契約をしたとの説明がなされた。また、委員から条件を満たす社は当初 3 社であったが、1 社辞退したことは当該随意契約条項を適用した理由においても重要な点なので、説明資料に追記してほしいとの意見が出され、後日 修正した説明資料を提出することとされた。

③高出力高効率光 HPA の研究(その 2) [競争性のない随意契約]

本件は将来の大容量高速通信に対応した世界最高効率、最高出力を持ち自在性が確保された国産品の光高出力増幅器(光 HPA)の開発を民生増幅器の製造実績、技術を有している者と共同研究で行うものであり、「共同研究を実施するにあたり、成果の最大化の観点から部門等会議等において特定の契約の相手方が承認されているとき(大学、公的研究機関又は民間企業から研究開発等を提案されている場合であって当該機関と共同で実施することによって(a)当初計画よりも有利な条件で事業を実施することができる場合又は(b)相手方の発案の優位性を保つ必要がある場合を含む)(契約事務実施要領第 69 条 1 項(ス))」を適用し、随意契約としたことの説明が調達部よりあった。委員からは随意契約理由が上記条項にある(a)(b)どちらに該当するのか分からないので、整合がとれる記載としてほしいとの意見が出され、次回以降の説明資料で留意することとされた。

④火星衛星探査機(MMX)サンプリング装置の基本設計

[随意契約・技術提案方式・一者応募]

本件は火星衛星探査機(MMX)に搭載されるサンプリング装置(SMP)の開発を実施するものである。契約の相手方選定に際してはロボティクスの技術を有し、宇宙機搭載品の開発能力を有している 3 社を対象として指名型 RFP を行った結果、唯一応募のあった 1 社と随意契約したことの説明が調達部よりあった。委員からは他社の辞退した理由において、プロジェクト全体のスケジュール的な制約等から、検討する時間を請負側で十分確保できなかったというようなことはなかったのかとの質問があり、担当者から今回の RFP にあたっては事前の概念検討において今回指名した 3 社とも提案できるレベルまでそろえるなど競争性を確保できるような取り組みを行っており、今回の辞退は今後のリスクを見据えた業者側の判断によるも

のであったとの説明がなされた。

⑤筑波宇宙センター動力棟 ESCO 事業

[一般競争・総合評価方式]

本件は筑波宇宙センター動力棟について、民間資金を活用(ESCO 事業)し、設備更新に着手するもので一般的な ESCO 事業であり、特殊な物品・管理等は求めているが、結果として一者応札となったこと。一者応札となった要因としては、ESCO 事業の規模としては比較的小さかったためと推察される旨の説明が担当者よりあった。委員からはこの事業の前にフィジビリティスタディ(FS)をしたとあるが、本件の業者に委託したのかとの質問があり、担当者から本件の業者とは別業者であり、その理由は FS を実施した業者は競争に有利となるため本体契約の入札に参加できないという国土交通省のマニュアルに従っている旨の説明がなされた。

⑥地球観測センターKa 帯アンテナ基礎取設等工事

[工事案件・一般競争・価格評価方式]

本件は、埼玉県鳩山町にある地球観測センターに地球観測衛星ミッションデータ受信用に用いられる Ka 帯受信システムを1基設置するためのアンテナ基礎工事である。入札にあたり競争参加資格区分の拡大等の一者応札回避策をとったが、結果として入札不調後の再入札において一者応札となったものである。一者応札となった要因としては、東京オリンピックによる工事数量の増加による施工業者の不足等が考察される旨の説明が担当者よりあった。委員からは高落札率であったが、複数応札であったならば落札率が下げられた案件だったのかとの質問があり、担当者からは公共工事については国交省の統一積算基準を用いて予定価格を算出しているが、今回は業者側も同じ積算方法によったために僅差となったことが推察される旨の説明がなされた。

以上